

改正案	現行
<p>第三条 法第百十条第一項第六号に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第二号に規定する有価証券の売買（有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。次号において同じ。）に該当するものを除き、投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為（金融商品取引法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。次号において同じ。）に限る。）（投資の目的をもってする次に掲げる有価証券（第二号口及び八並びに第四号二(1)において「特定有価証券」という。）の売買（発行者（金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）からの購入については、イ、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第四十条第二号に規定する財形住宅債券等に限る。）及びへに掲げる有価証券を購入する場合に限り、選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。第四号二(1)及び第十</p>	<p>第三条 法第百十条第一項第六号に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第二号に規定する有価証券の売買（有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。次号において同じ。）に該当するものを除き、投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為（金融商品取引法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。次号において同じ。）に限る。）（投資の目的をもってする次に掲げる有価証券（第二号口及び八並びに第四号二(1)において「特定有価証券」という。）の売買（発行者（金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。第十六条第一項第一号において同じ。）からの購入については、イ、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）第四十条第二号に規定する雇用・能力開発債券等に限る。）及びへに掲げる有価証券を購入する場合に限り、選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引をいう。第四号二(1)及</p>

六条第一項第一号において同じ。）については、外国で行われる
売買取引に係るものを除く。）を除く。）

イ～ト（略）

二丁十一（略）

2（略）

（郵便保険会社の資産の運用の方法）

第十六条 法第百三十八条第二項第六号に規定する内閣府令・総務
省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第四十七条第
一号に掲げる方法のうち、第三条第一項第一号イからトまでに
掲げる有価証券の取得（発行者からの購入については、同号イ
、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令第四十条第二号に規定
する財形住宅債券等に限る。）及びへに掲げる有価証券を購入
する場合には限り、選択権付債券売買については、外国で行われ
る売買取引に係るものを除く。）

二丁十（略）

2（略）

び第十六条第一項第一号において同じ。）については、外国で
行われる売買取引に係るものを除く。）を除く。）

イ～ト（略）

二丁十一（略）

2（略）

（郵便保険会社の資産の運用の方法）

第十六条 法第百三十八条第二項第六号に規定する内閣府令・総務
省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第四十七条第
一号に掲げる方法のうち、第三条第一項第一号イからトまでに
掲げる有価証券の取得（発行者からの購入については、同号イ
、ロ、ハ（勤労者財産形成促進法施行令第四十条第二号に規定
する雇用・能力開発債券等に限る。）及びへに掲げる有価証券
を購入する場合には限り、選択権付債券売買については、外国で
行われる売買取引に係るものを除く。）

二丁十（略）

2（略）